

「はさま きちょくれ祭り 2026」出店誓約書

- 1 会場のテント設営が11月6日（金）までかかりますので、出店の準備は7日（土）からにしてください。
- 2 祭りは8日（日）の1日間のみ行います。商品・食品の販売等には十分注意して、売切れ等でテントを空けてしまうことのないようにしてください。なお、8日は午後5時頃まで祭りが行われる予定です。（※終了時間については変更の可能性あります。）
- 3 各テントで出たゴミは、各自で必ず持ち帰ってください。
※過去、最後にソースやカレーを袋に詰めたまま放置したり、廃油を川に廃棄して帰った出店者がいました。
今後このようなことがあれば、飲食出店は揚げ物の全面禁止、又は二度と出店は認めない、というような対応となります。
- 4 各テントの周辺は、各自で清掃し清潔な店づくりに心掛けてください。
※雨天時には売り場（テント）前が雨でぬかるむ事が予想されます。各出店者で対応（対策例：パレットやベニヤ板を設置するなど）をお願いします。
- 5 アルコール類（ビール、日本酒等）の販売は保健所にて一時営業許可申請後、保健所が受付印を押印した申請書の写しを提出して下さい。
- 6 商品の売り歩き・押し売りは来場者の印象を悪くするので商品は各自のテント以外では売らないでください。また、商品は必ずテント内で販売し、通路にはみ出さないでください。
- 7 照明以外（電気ポット、冷蔵庫、保温機等）で電気を使うと、電圧が下がり設備に影響がありますので、照明以外の電気器具を使用する出店者は発電機を用意してください。
また、電源の使用は2口までとし、タコ足配線は禁止します。万一事故が発生したときは責任をとっていただきます。
- 8 火気器具（発電機を含む）を使用する場合は、必ず消火器を設置してください。
- 9 事務局で貸出す「テント・いす・テーブル」は各自で管理し、他のコーナーからの持ち出しは絶対にしないでください。
- 10 搬入・搬出時間を厳守し、それ以外の時間帯には車の乗入れは絶対にしないでください。また、営業中はテントのそばに駐車したままにしないでください。但し、食品等の運搬には許可車のみを使用してください。開催時間中の駐車は、来場者に駐車場を確保するため許可車のみとし、それ以外は市役所駐車場に駐車してください。

8日（日） 搬入：～午前8時50分 搬出：午後5時30分～

- 11 説明会時のテント位置抽選方法について、実行委員会の指示に従ってください。
- 12 出店者皆様のご協力により、楽しいお祭りにしたいと思いますので「きちょくれ祭り実行委員会」の指示に従って、トラブルやイヤな思いがないようお願いします。

《食品を取り扱う出店者の方へ》

※ O157（病原性大腸菌）等、食中毒に十分注意してください。

- ① 食品関係の従事者は、各自の負担と責任でテント内に手洗いセットを必ず設置し、石鹸・消毒液等で手をまんべんなく洗ってください。設置していないと保健所から営業停止の命令が出される可能性があります。
- ② 食品の保存・運搬・調理は衛生的に行い、食品の中心部を十分加熱（1分以上の加熱で75℃以上）してください。また洗浄してください。
- ③ 食品を取り扱うときは、まな板・包丁・食器等の調理器具は十分洗浄・消毒してください。
- ④ 使用水は飲用適の水を使用してください。
- ⑤ 営業許可申請は、出店者ごとに申請してください。
（仕込み等を別の場所で行う場合は、2通の申請が必要です。）
- ⑥ 毒物・異物等の混入などがありえますので、食品の管理には十分注意してください。
- ⑦ 漬物類は、販売を禁止します。ただし、保健所の許可を受けている方は実行委員会に届け出れば許可します。

上記のことについて了解の上厳守し、全面的に協力することを誓約します。

令和8年 月 日

団体名又は事業所名 :

住 所 :

代表者（責任者）名： 印

「はさま きちょくれ祭り 2026」出店誓約書（出店者 控え）

1. 会場のテント設営が11月6日（金）までかかります。出店の準備は、7日（土）からとなります。
2. 祭りは8日（日）の1日間（9時～17時）のみ行います。商品・食品の販売等には十分注意して、売切れ等でテントを空けることのないようにしてください。（※終了時間は変更になる場合があります。）
3. 各テントで出たゴミは、各自で必ず持ち帰ってください。

※過去、最後にソースやカレーを袋に詰めたまま放置したり、廃油を川に廃棄して帰った出店者がいました。今後このようなことがあれば、飲食出店は揚げ物の全面禁止、または以後の出店を認めない、というような対応となります。

4. 各テントの周辺は、各自で清掃し清潔な店づくりに心掛けてください。

※雨天時には、売り場（テント）前が雨でぬかるむ事が予想されます。

各出店者で対応（対策例：パレットやベニヤ板を設置するなど）をお願いします。

5. アルコール類（ビール、日本酒等）の販売は保健所にて一時営業許可申請後、保健所が受付印を押印した申請書の写しを提出して下さい。
6. 商品の売り歩き・押し売りは来場者の印象を悪くするので、商品は各自のテント以外では売らないでください。また、商品は必ずテント内で販売し、通路にはみ出さないでください。
7. 照明以外（電気ポット、冷蔵庫、保温機等）で電気を使うと、電圧が下がり設備に影響がありますので、照明以外の電気器具を使用する出店者は発電機を用意してください。
また、電源の使用は2個までとし、タコ足配線は禁止します。万一事故が発生したときは責任をとっていただきます。
8. 火気器具（発電機を含む）を使用する場合は、必ず消火器を設置してください。
9. 事務局で貸出す「テント・いす・テーブル」は各自で管理し、他のコーナーからの持ち出しは絶対にしないでください。
10. 搬入・搬出時間を厳守し、それ以外の時間帯には車の乗入れは絶対にしないでください。また、営業中はテントのそばに駐車したままにしないようにしてください。
開催時間中の駐車や食品等の運搬には、許可車両のみを使用してください。来場者に駐車場を確保するため、許可車両以外は市役所駐車場に駐車してください。

8日（日）	搬入： ～午前8時50分 搬出： 午後5時30分～
-------	------------------------------

11. 説明会時のテント位置抽選方法については、実行委員会の指示に従ってください。
12. 出店者皆様のご協力により、楽しいお祭りにしたいと思いますので「きちょくれ祭り実行委員会」の指示に従って、マナーやルールを守っていただき、トラブル等のないようにお願いします。

食品を取り扱う出店者の方へ(出店者用)

○157（病原性大腸菌）等、食中毒に十分注意してください。

- ① 食品関係の従事者は、各自の負担と責任でテント内に手洗いセットを必ず設置し、石鹼・消毒液等で手をまんべんなく洗ってください。設置していないと保健所から営業停止の命令が出される可能性があります。
 - ② 食品の保存・運搬・調理は衛生的に行い、食品の中心部を十分加熱（1分以上の加熱で75℃以上）してください。また洗浄してください。
 - ③ 食品を取り扱うときは、まな板・包丁・食器等の調理器具は十分洗浄・消毒してください。
 - ④ 使用水は飲用適の水を使用してください。
 - ⑤ 営業許可申請は、出店者ごとに申請してください。
（仕込み等を別の場所で行う場合は、2通の申請が必要です。）
 - ⑥ 毒物・異物等の混入などがありえますので、食品の管理には十分注意してください。
 - ⑦ 漬物類は、販売を禁止します。ただし、保健所の許可を受けている方は実行委員会に届け出れば許可します。
- ※ 誓約書と食品の取扱い注意は、提出用の誓約書と内容は同一です。この2枚は控として利用してください。